

都道府県・指定都市

都市局所管災害復旧事業担当課長 殿

港湾局所管災害復旧事業担当課長 殿

水管理・国土保全局所管災害復旧事業担当課長 殿

国土交通省

都市局 都市安全課 都市防災調整官

港湾局 海岸・防災課 総括災害査定官

水管理・国土保全局 防災課 総括災害査定官

### 机上査定の効率的な実施について

机上査定の限度額については、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」（昭和 32 年 7 月 15 日付建河発第 351 号建設省河川局長通知）、「公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針」（昭和 59 年 9 月 14 日付都街発第 35 号建設省都市局長通知）及び「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領」（昭和 40 年 9 月 15 日付港災第 783 号港湾局長通知）の一部を改正し、300 万円から 1,000 万円に引き上げたところです。今後は 5 年程度を目安に限度額見直しの必要性について検討するとともに、机上査定におけるデジタル技術の活用などの実態に応じて、申請額以外の適用条件についても必要な検討を行うこととしています。

また、これまでのリモートによる机上査定については、新型コロナウイルス感染症対策が実施されている間の措置として実施してきましたが、今後のリモートによる机上査定については別添「机上査定の方式について」により実施することとします。

各担当部局におかれましては引き続き、リモートやドローン映像・三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用に取り組んでいただき、災害復旧の迅速化、効率化にご協力をお願いします。

なお、別添「机上査定の方式について」の実施に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について」（令和 2 年 9 月 28 日付け都市局都市安全対策官、港湾局総括災害査定官、水管理・国土保全局総括災害査定官事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害査定について（水管理・国土保全局所管の災害査定時の補足）」（令和 3 年 9 月 22 日付け水管理・保全局総括災害査定官事務連絡）は廃止します。

本通知については貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して周知をお願いします。

問合せ先

水管理・国土保全局 防災課 災害査定官（事業）、基準係  
TEL 03-5253-8458（直通）

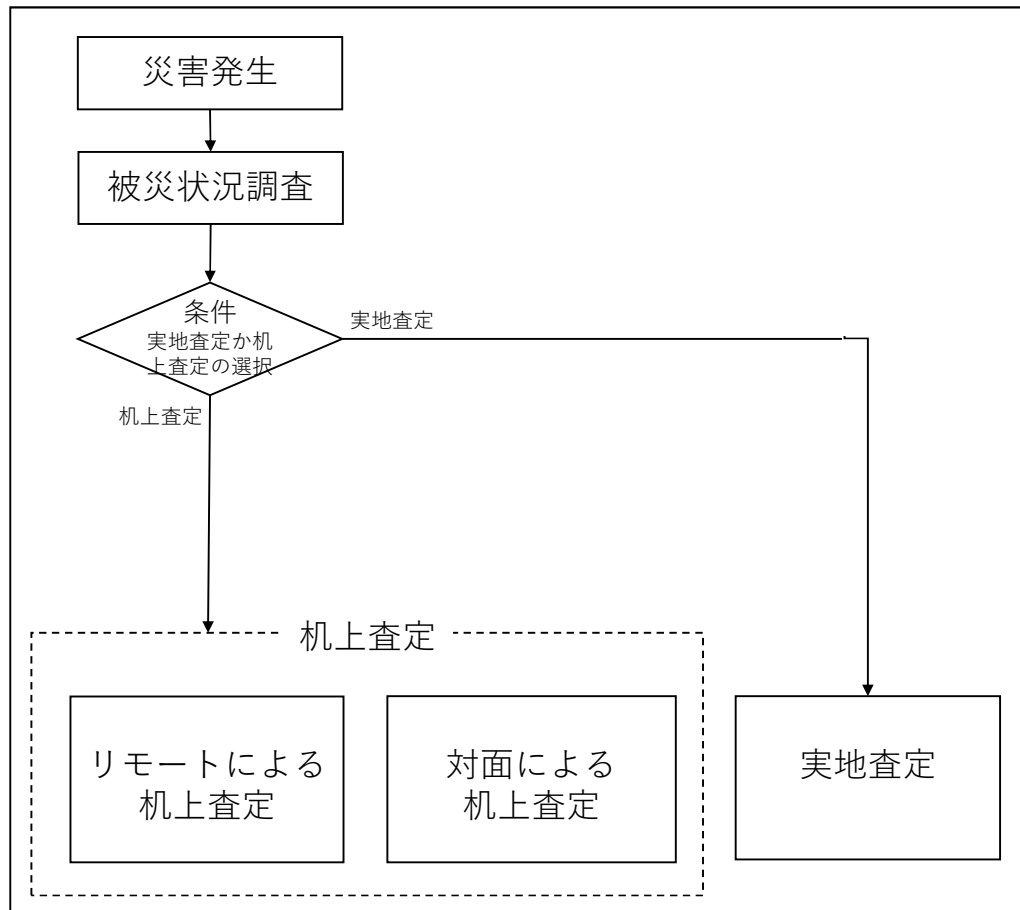
都市局 都市安全課 指導班  
TEL 03-5253-8402（直通）

港湾局 海岸・防災課 災害査定官  
TEL 03-5253-8690（直通）

## 机上査定の方式について

### 【査定方式】

○査定方式は実地査定、机上査定の方式があり、机上査定には対面又はリモートによる方法がある。机上査定における対面又はリモートの選択は、以下によるものとする。



#### 机上査定の選択条件

#### 公共土木施設災害復旧事業査定方針より

以下の条件のいずれかの場合には机上査定を選択できる。

- 申請額が机上査定の限度額未満の場合（通常時は1,000万円、大規模災害査定方針が適用される場合は別途通知される額）
- やむを得ない理由により実地査定が困難である場合（遠隔地で移動に時間を要する場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難となった場合）

#### <机上査定の方式について>

上記の条件を満たしたうえで、査定官、立会官、申請者及び随行者など関係者が、Web会議方式を行える通信環境（音声及び画像の共有）を保持しているか確認し、リモートによる机上査定が可能な場合には、リモートによる机上査定を選択することができる。

### 【災害査定の対応者】

○対応者について、申請金額により下表に示す対応者を基本とするが、特別な事情（感染症による行動制限等により県内在住者等による実査の希望など）により、下表に示す対応者とすることができない場合には、水管理・国土保全局所管施設は防災課、都市局所管施設は都市安全課、港湾局所管施設は海岸・防災課、住宅局所管施設は地方整備局と事前に協議すること。

| 申請金額       | 水局所管                                    | 都市局所管    | 港湾局所管 | 住宅局所管    |
|------------|---|----------|-------|----------|
| 2,000 万円未満 | 地方整備局査定官                                | 地方整備局査定官 | 本省査定官 | 地方整備局査定官 |
| 2,000 万円以上 | 本省査定官又は<br>防災課併任査定<br>官(本省査定官が<br>サポート) | 本省査定官    | 本省査定官 | 地方整備局査定官 |

### 【リモートによる机上査定の体制等】

- リモートによる机上査定を実施する場合は、査定官－立会官－申請者が3箇所に分かれて実施することも、「査定官＋立会官」－「申請者」、「立会官＋申請者」－「査定官」等、2箇所に分かれて実施することも可能とする。箇所数については、各地域の人員体制や通信設備、その他の状況に応じて、効率的な査定ができるよう適宜設定すること。
- 申請者の担当事務所が複数となる場合においては、検算体制を確保のうえ、効率よく実施できるように努めること。
- リモートによる机上査定の方法については、執務室等遠隔地からWeb会議方式（メールや電話の方式を除く）で対応することを基本とし、詳細は別紙「リモートによる机上査定の実施方法」のとおりとする。

(別紙)

## リモートによる机上査定の実施方法

### ○実施体制

査定官（国土交通省（地方整備局））－立会官（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。））－申請者（地方公共団体等）の各執務室等において、Web会議システム、メール及び電話が利用できる環境において実施する。

### ○申請書類

申請者は、査定官、立会官に対して事前に申請書類を送付する。

### ○申請内容説明

冒頭の被災原因等の説明は書面にまとめ申請書類と併せて送付する。（査定官と立会官への説明が変わらないように留意）

### ○査定方法

通常の机上査定と同様とする。写真の充実を図るとともに、デジタル技術活用の観点からドローン画像や三次元データ、動画等を追加することが望ましい。なお、Web会議方式で実施する場合は、申請箇所からのリアルタイムの映像を活用することも可能とする。

### ○申請内容確認

査定官や立会官、申請者等は Web 会議方式やその他情報通信技術等を用いて質問や回答等を伝達する。

### ○リモート査定確認資料

申請者は、あらかじめリモート査定確認資料※を作成し、工事番号等を事前に記入し災害査定官に送付する。

なお、リモート査定確認資料は、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」（昭和 32 年 7 月 15 日付建河発第 351 号建設省河川局長通知）、「公共土木施設（公園）災害復旧事業査定方針」（昭和 59 年 9 月 14 日付建都街発第 35 号建設省都市局長通知）、及び「港湾関係公共土木施設災害復旧事業査定要領」（昭和 40 年 9 月 15 日付港災第 783 号港湾局長通知）の規定に基づき実施する「朱書き」に代わるものとして作成するものである。

なお、リモート査定確認資料にかわり、従来の朱入れ等を用いることができる。

### ○指示事項（付せん）

Web会議方式により内容の調整・共有を図った後、リモート査定確認資料の付箋記載内容に査定官が指示事項を記入し、三者で合意したのち、PDF化し三者で共有する。

## ○検算修正

申請者は、検算後、査定官と立会官に電子メールで資料を送付し、Web会議方式により検算結果の報告及び内容の確認を行い三者で合意する。

## ○査定決定（朱入れ）

リモートによる机上査定においては、三者合意の証として、従来の朱入れに代えて以下の方法により行うことを基本とする。ただし、これにより難しい場合等には、水管理・国土保全局所管施設は防災課、都市局所管施設は都市安全課、港湾局所管施設は海岸・防災課、住宅局所管施設は地方整備局に事前に協議する。

### <査定決定までの流れ>

- ① 査定官は、緊急順位、決定額、補助対象額、採択条項等について、Web会議方式により立会官及び、申請者に確認し、三者合意を行う。
- ② ①の合意を受け、査定官はリモート査定確認資料の査定方法、緊急順位、決定額（補助対象額等）、失格・欠格、保留・設計協議、内仮工事費、内未成及び内転属等について記入する。
- ③ 査定官は、②のリモート査定確認資料をPDF化し立会官、申請者及び随行者に電子メールで送付したものを口頭で『工事番号 机○ ●●, ●●●千円』と読み上げて相互に確認し決定する。

### <査定決定後の書類確認>

- ④ 申請者は、査定の最終日にすべての査定が終了し立会官との突合を行った後、『査定名称（〇〇県第●次査定）』をメールの本文に記載し、最終のリモート査定確認資料を添付のうえ、関係者全員に電子メールで送付する。

## ○相談窓口

申請者は、整備局査定においては問題が発生した場合に備えて、あらかじめ本省査定官又は本省担当者を相談窓口として登録しておく。

## ○その他

検算等に時間を要する場合、再開時間を設定し査定官と立会官に連絡する。

Web会議方式で実施する場合は、申請者においてセキュリティ対策された利用環境を準備するとともに、事前に動作確認すること。

※「【参考】リモート査定確認資料」は、最低限記載すべき事項や留意点をまとめた様式であり、項目の追加や体裁の変更等は可能。